

原議保存期間	5年(平成37年3月31日まで)
有効期間	一種(平成37年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁警備部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各附属機関の長

警察庁丁備二発第25号  
平成31年4月26日  
警察庁警備局警備運用部警備第二課長

レスキュー部隊の編成基準等について(通達)

災害や事故の発生時に要救助者の捜索や救出救助に当たるレスキュー部隊については、これまで、必要に応じ、各都道府県警察機動隊において体制を構築してきたところである。

この度、「機動隊の専門部隊の精強化について(通達)」(平成31年4月26日付け警察庁丙備一発第130号等)が示達され、レスキュー部隊が機動隊の専門部隊として位置付けられたことを踏まえ、同部隊の編成・訓練の基準を定めることとしたので、遺漏のないようにされたい。

## 記

### 1 編成基準

レスキュー部隊の都道府県別の隊数及び人員の基準は、別添のとおりとする。

なお、広域緊急援助隊特別救助班の班員として指定されている者をレスキュー部隊の隊員として指定することは差し支えない。

また、この基準において示されていない県警察が、その実情に応じてレスキュー部隊を設置することも差し支えない。

### 2 訓練基準

レスキュー部隊の訓練基準については、「救出救助に関する訓練基準に基づく災害警備訓練の推進について(通達)」(平成29年3月1日付け警察庁丁備発第48号)で示達した広域緊急援助隊特別救助班に係る訓練基準を準用するものとする。

別添

編 成 基 準

都道府県	隊数	人員
北海道警察	1	1 1
北宮警視庁	1	1 1
警視庁	4	4 4
埼玉県警察	1	1 1
千葉県警察	1	1 1
神奈川県警察	2	2 2
新潟県警察	1	1 1
静岡県警察	1	1 1
愛知県警察	2	2 2
東京都警察	1	1 1
大阪府警察	2	2 2
兵庫県警察	1	1 1
広島県警察	1	1 1
香川県警察	1	1 1
福岡県警察	1	1 1
沖縄県警察	1	1 1